

## 議案第 7 号

### 沖縄県立高等学校管理規則等の一部を改正する規則について

以下の理由により、沖縄県立高等学校管理規則、沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立中学校管理規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

令和8年3月12日提出

沖縄県教育委員会教育長 半嶺 満

#### 理 由

- (1) 平成29年3月地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正により、教育委員会に対し学校運営協議会の設置について努力義務とされた。
- (2) 現行の学校評議員制度は、学校評議員が学校や地域の実情に応じて学校運営について校長へ意見を述べることにより、保護者や地域住民の意向を学校運営に反映させるものであるが、学校運営協議会制度では保護者や地域住民が一定の権限をもって学校運営に直接参画できる制度である。
- (3) (1)及び(2)を踏まえ、令和8年度より順次学校評議員を学校運営協議会に置き換える予定であることから、沖縄県立高等学校管理規則（平成12年教育委員会規則第7号）、沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年教育委員会規則第8号）及び沖縄県立中学校管理規則（平成18年教育委員会規則第13号）を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

#### 【参考・根拠規定】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条

沖縄県立高等学校管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 月 日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

#### 沖縄県教育委員会規則第 号

#### 沖縄県立高等学校管理規則、沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立中学校管理規則の一部を改正する規則

(沖縄県立高等学校管理規則の一部改正)

**第1条** 沖縄県立高等学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第7号)を次のように改正する。

沖縄県立高等学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第7号)第62条第1項中「学校には」を「学校(学校運営協議会設置規則(令和8年沖縄県教育委員会規則第〇号)第2条第1項の規程により学校運営協議会を設置する場合を除く。)には」に改める。

(沖縄県立特別支援学校管理規則の一部改正)

**第2条** 沖縄県立特別支援学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第8号)を次のように改正する。

沖縄県立特別支援学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第8号)第58条第1項中「学校には」を「学校(学校運営協議会設置規則(令和8年沖縄県教育委員会規則第〇号)第2条第1項の規程により学校運営協議会を設置する場合を除く。)には」に改める。

(沖縄県立中学校管理規則の一部改正)

**第3条** 沖縄県立中学校管理規則(平成18年沖縄県教育委員会規則第13号)を次のように改正する。

沖縄県立中学校管理規則(平成18年沖縄県教育委員会規則第13号)第36条第1項中「学校には」を「学校(学校運営協議会設置規則(令和8年沖縄県教育委員会規則第〇号)第2条第1項の規程により学校運営協議会を設置する場合を除く。)には」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

# 規則案の概要説明

部課名 県立学校教育課

## 1 件名

沖縄県立高等学校管理規則等の一部を改正する規則

## 2 改正の経緯及び必要性

- (1) 平成29年3月地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正により、教育委員会に対し学校運営協議会の設置について努力義務とされた。
- (2) 現行の学校評議員制度は、学校評議員が学校や地域の実情に応じて学校運営について校長へ意見を述べることにより、保護者や地域住民の意向を学校運営に反映させるものであるが、学校運営協議会制度では保護者や地域住民が一定の権限をもって学校運営に直接参画できる制度である。
- (3) (1)及び(2)を踏まえ、令和8年度より順次学校評議員を学校運営協議会に置き換える予定であることから、沖縄県立高等学校管理規則（平成12年教育委員会規則第7号）、沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年教育委員会規則第8号）及び沖縄県立中学校管理規則（平成18年教育委員会規則第13号）を改正する必要がある。

## 3 改正案の概要

- (1) 沖縄県立高等学校管理規則の一部を次のように改正する。＜第1条＞  
学校運営協議会を設置する学校には学校評議員を置かないこととする。（第62条関係）
- (2) 沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を次のように改正する。＜第2条＞  
学校運営協議会を設置する学校には学校評議員を置かないこととする。（第58条関係）
- (3) 沖縄県立中学校管理規則の一部を次のように改正する。＜第3条＞  
学校運営協議会を設置する学校には学校評議員を置かないこととする。（第36条関係）
- (4) この規則は、令和8年4月1日から施行する。（附則）

## 4 根拠法令

- (1) 沖縄県立高等学校管理規則  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条
- (2) 沖縄県立特別支援学校管理規則  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条
- (3) 沖縄県立中学校管理規則  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条

## 5 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文
- (3) その他参考となる資料



新旧対照表（第2条関係）

沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第8号）新旧対照表	
改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> (略)</p> <p>(学校評議員)</p> <p><b>第58条</b> 学校(学校運営協議会設置規則(令和8年沖縄県教育委員会規則第〇号)第2条第1項の規程により学校運営協議会を設置する場合は除く。)には、学校評議員を置く。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第33条の規定に基づき、沖縄県立特別支援学校(以下「学校」という。)の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする</p> <p>(学校評議員)</p> <p><b>第58条</b> 学校                  2 学校評議員は、校長の求めに応じて、学校運営に関し意見を述べることができるものとする。                  3 学校評議員は、校長の推薦に基づき教育委員会が委嘱するものとする。                  4 学校評議員については必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>



## 参照条文

### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年法律第六十二号)

(この法律の趣旨)

**第一条** この法律は、教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱その他地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めることを目的とする。

#### 第四章 教育機関

##### 第一節 学校運営協議会

**第三十三条** 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱いその他の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

2・3 (略)

##### 第四節 学校運営協議会

**第四十七条の五** 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くよう努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

2・3・4・5・6・7・8・9・10 (略)